

公益信託ガイドラインに記載すべき事項（政令パブコメ意見等への対応）

公益信託に関する法律施行令				
項番	条文	事項	パブコメ番号	対応方針
1	第1条第3号～第5号 （特別の利益を与えてはいけない者の範囲）	「特別の利益を与えてはいけない者の範囲」の考え方	パブコメ1	ガイドライン第3章第1節第5に記載
公益信託に関する法律施行規則				
	条文	事項	パブコメ番号 研究会第3回資料2-2	対応方針
2	第1条第3号 （公益事務を行う区域）	「公益事務を2以上の都道府県の区域内において行う旨を信託行為で定めるもの」に該当するか否かにより判断の考え方（海外で事務を行う場合も含む）	パブコメ7	ガイドライン第4章第1節第2の7に記載
3	第1条第6号 （受託者の職務に関する事項）	受託者の職務についての記載内容（受託者等に適切なガバナンスが確保されているような場合など）	パブコメ17	ガイドライン第4章第1節第2の10に記載

4	第1条第8号 (信託管理人の職務に関する事項)	「信託管理人の職務に関する事項」について、信託行為に記載を求める内容等	パブコメ 8・17	ガイドライン第4章第1節第2の12に記載
5	第1条第9号 (信託事務年度)	信託事務年度の初年度の考え方	パブコメ 14	ガイドライン第4章第1節第2の13に記載
6	第1条12号 (公益信託事務の一部の委託)	信託行為に記載する「委託する公益信託事務の内容」について、受託者のガバナンスが一定程度確保されているような場合には委託者の意思を尊重し、「信託管理人が承認した事項」とするなど簡便な記載で足りる旨を記載	パブコメ 9・13・15 第3回資料 2-2 (P9)	ガイドライン第4章第1節第2の16に記載
7	第1条13号 (公益信託の適正な運営のために不可欠なものとしての合議制の機関)	公益信託の適正な運営のために不可欠な合議制の機関について、不可欠なものとなる場合の考え方や記載粒度（信託会社など一定程度のガバナンスが確保されているような場合には、包括的な記載も許容される）について租税特別措置法第40条（一般特例）の適用を受ける場合に設置される運営委員会等については、「適正な運営のため不可欠なもの」とする。	パブコメ 5・9・11・13	ガイドライン第4章第1節第2の17及び20に記載 * 租特40条対応は課税当局との調整後に追記予定
8	第1条14号 (利益相反行為等を行う)	特別の利益等の考え方	パブコメ 12	ガイドライン第4章第1節第2の18に記載

	場合の当該取引の内容)			
9	第2条第2項第2号 (予算の基礎となる事実を明らかにする書類)	事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類の内容、提出不要の場合の考え方	パブコメ 21	ガイドライン第4章第2節第2の2(4)イに記載
10	第2条第2項第3号ロ (受託者の固有財産の資産等の状況を確認する書類)	受託者の固有財産における計算書類の考え方(債務超過であったとしても、収入の状況その他の実情に応じて、経理的基礎があると判断する旨を明記)	パブコメ 32	ガイドライン第3章第1節第2の1(1)及びガイドライン第4章第2節第2の2(4)ウに記載
11	第2条第2項第4号 (経理的基礎を証する書類)	「公益信託事務を処理するのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類」の具体的な内容	パブコメ 24・31・33	ガイドライン第4章第2節第2の2(4)エに記載
12	第2条第3項第1号 (受託者及び信託管理人の本人確認書類)	受託者又は信託管理人が個人の場合の本人確認書類の内容を明記する(個人番号カードの他、運転免許証、パスポート等を想定)	パブコメ 25 第3回資料 2-2(P18)	ガイドライン第4章第2節第2の2(6)アに記載
13	第2条第3項第8号 (委託者の承諾書)	委託者が承諾したことを証する書類(承諾書の様式等)の明確化	パブコメ 19	ガイドライン第4章第2節第2の2(6)カに記載及び様式集に規定
14	第2条第3項第9号 (行政庁が必要と認める書類)	「行政庁が必要と認める書類」の考え方(申請者に過大な負担となる各種書類を求めることにならないよう配慮)	パブコメ 29・30 第3回資料 2-2(P21)	ガイドライン第4章第2節第2の2(6)キ及びその直下に記載
15	第2条第4項 (ホームページ等におけ	提出書類に記載されているホームページの情報改定等があった場合の対応	パブコメ 26	認可申請の審査時点でホームページの情報を確認することができな

	る開示)			い場合は、受託者に補正を求めることとなる。これは一般的な対応であるため、ガイドラインに記載しないこととした。
16	第3条第2項 (信託財産の支出の方法)	①特定資産公益信託における支出の方法についての考え方(貸与は含まない。助成に付随する事務の考え方、「現物支給」の考え方等)、②特定資産公益信託における追加信託等があった場合の事業計画書及び収支予算書の在り方、③(予定にない多額の寄附等を受けた場合における対応として)信託管理人による監督指針を定款に定めることが適切であること等を定める。	第3回資料 2-2 (P24)	ガイドライン第3章第1節第13に記載
17	第4条、第5条 (受託者の経理的基礎及び技術的能力、信託管理人の管理能力)	受託者の経理的基礎及び技術的能力、信託管理人の管理能力等の考え方	パブコメ 10・40 第3回資料 2-2 (P27、31)	ガイドライン第3章第1節第2及び第3に記載
18	第8条 (信託報酬の支払基準)	信託報酬の支払基準(不当に高額な信託報酬等)や信託報酬の開示の考え方	パブコメ 45・47 第3回資料 2-2 (P38)	ガイドライン第3章第1節第10に記載
19	第9条 (欠格事由)	欠格事由の判断基準(公益法人認定ガイドラインと同様)	パブコメ 50	ガイドライン第3章第2節に記載
20	第19条第2号	「災害その他の公益目的事業の実施が	第3回資料 2-2 (P65)	ガイドライン第5章第1節第1の

	(残存剰余額の解消)	著しく困難となる事態として内閣総理大臣が定めるもの」の詳細を記載		2 (1) ウ(イ)に記載
21	第 19 条第 3 号 (残存剰余額の解消)	「公益信託事務を処理するために必要不可欠であるとして行政庁の確認を得た事項」の考え方(公益法人認定ガイドラインと同様)	パブコメ 54	ガイドライン第 5 章第 1 節第 1 の 2 (1) ウ(ウ)に記載
22	第 21 条 (中期的収支均衡の判定)	中期的収支均衡を欠く場合の措置	第 3 回資料 2-2 (P69)	ガイドライン第 5 章第 1 節第 1 の 2 (2)に記載
23	第 24 条、第 25 条 (公益事務割合)	公益事務割合の考え方、運用(やむを得ない事情により公益事務割合の達成ができなかったと認められる場合)	パブコメ 58・59・61・62	ガイドライン第 5 章第 1 節第 2 に記載
24	第 36 条第 6 項、第 7 項 (使途不特定財産額)	対応負債の額の計算式	パブコメ 67	ガイドライン第 5 章第 1 節第 3 の 2 (2)に記載
25	第 37 条第 3 項 (公益信託事務継続予備財産を保有している場合の公表事項の公表事項)	公益信託事務継続予備財産を保有している場合の公表事項等の具体的な公表時期の内容	第 3 回資料 2-2 (P103)	ガイドライン第 5 章第 1 節第 3 の 2 (3)に記載
26	第 39 条～第 49 条 (備え置くべき書類等)	信託事務年度開始前までに作成し備え置くべき書類の簡素化、受託者が提出すべき書類の明確化	パブコメ 68・71	ガイドライン第 5 章第 2 節第 1 に記載 ※各提出書類の詳細については同章同節第 1 1 の各項目で記載
27	第 40 条第 1 項第 1 号	受託者に関する情報開示に関して負	第 3 回資料 2-2 (P112)	ガイドライン第 5 章第 2 節第 1 の

		担、競争上の不利益等を勘案した具体的内容		2 (4) に記載
28	第 40 条第 1 項第 2 号ホ (関連当事者との取引に関する事項)	「関連当事者との取引に関する事項及びその明細」については、公益法人における開示基準（経常収益又は経常費用の 100 分の 10 を超える取引又は 100 万円を超える取引等）との平仄を合わせて、ガイドライン等において記載	第 3 回資料 2-2 (P112)	ガイドライン第 5 章第 2 節第 1 の 2 (5) オに記載 ※第 8 回研究会において提示した考え方から、100 万円という数値や「軽量」の場合の例外等については、第 9 回研究会以降で修正があり得る
29	第 40 条第 1 項第 2 号ヘ (海外への送金に関連するリスクの軽減策)	リスクの低減策の基本的な考え方（公益認定等ガイドラインと同様）	パブコメ 74	ガイドライン第 5 章第 2 節第 1 の 2 (5) カに記載
30	第 50 条第 2 項第 2 号	その他行政庁が必要と認める書類	第 3 回資料 2-2 (P129)	ガイドライン第 4 章第 2 節第 6 に記載
合同命令				
	条文	事項	パブコメ番号	対応方針
31	第 18 条 (公益信託に関する信託帳簿等の作成)	公益信託法第 20 条第 4 項の請求に対して開示すべき書類の在り方	パブコメ 83・84・85	ガイドライン第 5 章第 2 節第 1 の 3 に記載
32	第 19 条第 3 項 (特定資産公益信託に関する信託帳簿等の作成)	特定資産公益信託における信託帳簿の具体的な取扱いの明確化	パブコメ 88	ガイドライン第 5 章第 2 節第 1 の 3 に記載
その他				

	条文	事項	パブコメ番号	対応方針
33	法第 28 条 (立入検査)	立入検査の考え方、頻度	国会審議	ガイドライン第 6 章第 4 節第 3 に 記載
34	その他	本来事業との収益事業の明確化	パブコメ 114・115	ガイドライン第 2 章第 1 節第 2 の 2 (2) に記載 ガイドライン第 4 章第 1 節第 2 の 9 (4) に記載